

## 仕様明細書

1. 委託名 由利地域振興局庁舎冷暖房設備保守点検業務委託

2. 期間 契約の日～令和8年9月30日

### 3. 対象機器

(1) 冷温水発生機 1号機、2号機 (矢崎総業 CH-V150U15)	1基	ボイラー室
(2) 冷却塔 (矢崎総業 CT-V150KLM-2)	1基	職員会館前
(3) 冷却水ポンプ (川本製作所 GEN-100X805M-2M11)	2基	ボイラー室
(4) 冷温水ポンプ (川本製作所 GEJ-100X805M-2M11)	2基	ボイラー室
(5) 補給水ポンプ (川本製作所 N3-255 <sup>TH</sup> +TAB-5)	1基	ボイラー室
(6) 自動給水装置 (川本製作所 KF40A2.2)	1基	ボイラー室
(7) オイルポンプ (川本製作所 OC-205-MO.2)	2基	ボイラー室
(8) 密閉式膨張タンク (日立金属 280L)	2基	ボイラー室
(9) ファンコイルユニット (木村工機)	105台	

(内訳)

- ・床置き型 91台 各執務室
- ・天井カセット型 4台 玄関、東側通用口、総合県税事務所由利支所内2箇所
- ・天吊り型 10台 各階トイレ、2階廊下、3階廊下

### 4. 業務内容

(1) 次の作業項目に応じて点検・測定を行い、必要に応じて清掃・調整する。実施した業務及び測定値については、その内容を書面により発注者に報告すること。

作業対象	○=点検、●=測定	
	冷房	
	シーズン イ	シーズン ウ
<b>【本体】</b>		
機器外観、水平確認の点検	○	○
異常音、振動の有無	○	○
本体発錆、断熱材劣化、剥がれ	○	○
Pdセルヒータの作動点検	-	○
冷暖切替弁の作動、手動レバー位置確認	切替	○
制御弁の作動 (溶液、冷媒)	○	○
溶液循環ポンプ、送風機、バーナーモーターの運転電流測定 (1号機、2号機)	●	●

作業対象	冷房	
	シーズン ン	シーズン ン
蒸発器、凝縮器、冷却水出口、冷却水入口、高温再生器、 冷温水出口の各部温度測定（1号機、2号機）	●	●
【真空管理】		
真空排気の実施	○	○
蒸発器、ガス貯蔵室の排気量測定	●	●
真空バルブの点検、締め付け	○	○
溶栓の点検	○	—
【冷却水管理】		
散水機の回転数、水位確認	○	○
冷却水温度制御の適正確認	○	○
冷却水配管エアークロム	○	○
冷却水コイルのスケール汚れ診断	●	●
ブローダウン量の設定	●	●
冷却水系の水漏れ	○	○
【冷却塔関係】		
冷却塔の水槽、ストレーナ、消音マットの清掃	○	○
ボールタップの作動、グリスアップ	○	○
充填剤の損傷、変形	○	○
ファンの回転状態（異音、振動）	○	○
ファン損傷、羽根軸、リベットの状態	○	○
ファンカバー取り付け、取り外し	取外	—
ファンベルト点検、調整	張り	○
水漏れ	○	○
冷却水ポンプ停止時の水槽、水溢れ	○	○
クーリングタワースイッチの機能	○	○
冷却水コイルの冷却水配管、冷却塔の水抜き	—	—
【電気関係】		
リレー、マグネット類の異音、発熱、チャタリング	○	○
端子の緩み、コネクター類の接続	○	○
絶縁抵抗測定（1号機、2号機）	●	●
センサー伝熱部のシリコン量の点検、補充	○	○
制御動作の機能点検	○	○
冷温水ポンプの運転電流の測定	●	●

作業対象	冷房	
	シーズン イン	シーズン オン
冷却水ポンプ、冷却塔ファンモーターの運転電流の測定	●	●
冷温水ポンプのサーマルリレー設定値適合	●	●
冷却水ポンプ、冷却塔ファンモーターのサーマルリレー設定値適合	●	●
【燃焼管理】		
Cds 受光面汚れ	清掃	○
スタビライザー、点火ロッド、インナーチューブ汚れ	清掃	○
スタビライザー焼損	○	○
オイルポンプ油漏れ	○	○
カップリング摩耗	○	○
オイルポンプの加圧機能	○	○
電磁弁、調圧弁の作動機能	○	○
送風機の運転状態、異音、振動の有無	○	○
油焚排ガス分析 (SS-NO) 1号機、2号機	●	●
バーナ設定確認	○	○
風圧測定 (最大、高、低) 1号機、2号機	●	●
油圧測定	●	●
戻り油圧測定 (高、低)	●	●
油バーナのノズル汚れ、詰まり点検、清掃	○	○
ストレーナの詰まり点検、清掃	○	○
点火、火移り、消火状態	○	○
油漏れ	○	○
排気漏れ	○	○
屋内送排風機点検	○	○
屋内給気ガラリ汚れ、詰まり	○	○
【溶液管理】		
溶液の状態	○	○
【ファンコイルユニット】		
フィルター清掃、FCU点検	○	—
ドレンパン清掃、スライム除去剤注入	○	—

- (2) 異常燃焼、油漏れ等緊急を要すると施設管理担当者が判断し通報した場合には、受託者は迅速に委託場所に到着し応急の処置をとらなければならない。
- (3) 業務責任者は、前(2)の応急処置後、異常が発生した原因を調査し施設管理担当者に書面で報告しなければならない。